

秋田家庭裁判所委員会第1回議事概要

1 開催日時

平成15年11月20日(木)午後2時～午後4時

なお、委員会開催前に、希望する委員3人が裁判所庁舎施設の見学を行った。

2 場所

秋田家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員)大野節子，鎌田恵子，佐藤順子，柴田一宏，田村眞，中村雄一

原田健，平谷正弘，三浦邦夫，山本修

(庶務)近藤事務局長，大滝事務局次長，渡邊総務課長

4 議事

(1) 開会の言葉(総務課長)

(2) 秋田家庭裁判所長あいさつ

(3) 各委員の自己紹介

(4) 委員長選出

委員長には家裁所長である平谷委員が選出された。

委員長の推薦に対し次のような意見があった。

○ 家庭裁判所委員会なので、所長を推薦したい。

○ いろんな考え方があると思うが、家裁委員会が新しくなったということ、規則を読むと諮問に対する答申があり、意見の交換もあることから、裁判所、弁護士を含めて、法曹としてサービスを提供している方が皆さん方の意見を聞く会ではないかと考える。できれば法曹関係者でない方が委員長として意見を取りまとめた方がよいのではないかと考える。法曹以外の委員の方から委員長を選んでもらえればと基本的には考えるが、実際問題として、今日この場で、非法曹の方が委員長になられるというのは現実問題として大変なの

で、当分の間所長でやむを得ないが、基本的には、慣れてきたら非法曹の方が委員長になるような委員会になればよいと思っている。

(5) 職務代理者の指名

委員長は、家庭裁判所委員会規則第6条3項に定める委員長の職務代理者として、田村委員を指名した。

(6) 委員会細則案

委員会の議事手続きについて、庶務作成の委員会細則案に基づき協議がなされ、次のとおりとされた。

第1条 委員会は、委員長がこれを招集する。

第2条 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

第3条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

第4条 発言をするには、議長の許可を受けなければならない。

第5条 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

第6条 議事録は、委員長が命ずる裁判所職員がこれを作成する。

第7条 この細則に定めるものの外、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(7) 委員会の公開について

当面の間、委員会の公開については基本的に非公開とし、委員会終了後に委員長が報道関係者に記者レクを行い、議事録の公開については、発言者を明示しない議事概要を庶務において作成し、1週間内程度各委員に見てもらい、それを裁判所のホームページに掲載して一般に公開することとした。

なお、委員からは次のような意見があった。

(以下□が委員長，■が委員の発言)

■ 率直な意見交換の確保と言うことであれば、他の委員の方の意見も伺い

たいが、少なくともマスコミや報道機関に公開しても率直な意見の交換に支障が出るとは私自身は思っていない。世の中の流れは、県の審議会も、基本的には公開の方向に向かっているのではないか。その方がより市民に身近な裁判所や委員会となるのではないかと考えるので、マスコミ関係者には公開してもよいのではないかと思う。

■ 皆さん全員が今発言された委員のようにマスコミの方を前に本音を語れるわけではないと思われる。委員会の趣旨は、率直に本音で議論していただくことだと思う。マスコミがいると本音を言いにくい方がいるのは正直なところではないか。そういう方が一人でもいれば、原則非公開の方がより実のある議論ができるのではないかという気がする。それから、行政庁の委員会の場合、具体的な諮問がなされ、それについて審議をして答申を出すという目的があり、公開は当然かなと思うが、この委員会の場合はそういう具体的な答申に基づいて議論するのではなく、率直な本音の意見をぶつけ合って裁判所の運営に反映していこうとしているもので、行政庁の委員会とはちょっと趣が違うかなと思う。私としてはやはり事務局案がよろしいのではないかと思う。付け加えると、本音の議論ということになると、我々も事件の内容に触れて話す場合もあると思われ、マスコミがいるとなかなか具体的事件の話を出しにくくなるので、マスコミがいない方がいいかなと思う。

■ プライバシーに関することも話題に出ることも考えられるので、マスコミから公開せよとの要求が出れば別だが、当面は非公開でやった方がよい。

■ 私も一般の人間としてこの席に来るとマスコミがいると発言に気を遣うことがある。議題の内容によってはプライバシーに関わることも出てくる。最初に発言された方が言ったように最初からマスコミの方が入ってもいいという状況の方が望ましいと思うが、今の段階ではこれからどういう形で委員会が進むのかを考えれば、非公開にして情報公開はきちんと事務

局ですという形がいいかなと思っている。

ただ、ホームページに公開するに当たって、どんな形で公開されるのかが一番問題になってくる。委員の名前を伏せるとして、一語一句きちんと書かれているものであれば問題はないが、概要を書かれると、かいつまんで書かれるため趣旨がずれることもあると思われるので、その点についてどう考えているか聞きたい。

- 最初に発言された方が言ったように、時代は公開の方向に向かっているし、私自身公開することについては何もこだわりはないが、非公開にすることによって話しやすくなるというのが事実だと思う。全部オープンにすると何か奥歯に物が挟まったような表現しかできなくなり、そちらの方に気を回してしまうので、事務局案でよいと考える。
- 実際に私も具体的な個別の事件について、マスコミに公開となると発言に気を遣うことになる。ざっくりばらんとする意味では非公開の方が話しやすいということもあるので事務局案でよいと考える。
- 今回報道関係の委員の方が欠席なのでその方の意見も聞きたいなと思っていた。多くの委員の方が非公開が相当というお考えであればやむを得ないかもしれないが、非公開に固定しないで、まず当面の間非公開でやってみて、公開が可能であればできるだけ公開の方向でいくべきではないかと思う。
- ほとんどの委員の方が、当面の間、第1回目と同じ扱いとするということで御了解を得たということで、全員一致で、当分の間は非公開ということにさせていただきたい。報道機関を入れないことにし一般公開もしないということにさせていただきたい。その担保ということで、毎回終わった後で委員長が議事概要についての記者レクを行う。そして、事務局で議事概要を作成してホームページに掲載する。その概要はあらかじめ各委員に見ていただいて、発言内容が正確に伝わっているかどうかを確認をしても

らうということにしたい。

5 意見交換

資料を示して、裁判所の広報活動、情報発信の現状について説明し、これに関して、意見交換を行った。その際の発言内容は以下のとおりである。

(以下、□が委員長，■が委員の発言)

- 先日、団体の会員や学生等に、裁判所のイメージを聞いてみたところ、年齢に関わらず、「よく分からない」「暗い」「怖い」「事件に関わったときに利用する所」といった回答が多かった。

ホームページを利用して様々な手続について詳しく説明していることは分かったが、それでも一般の人にとっては分かりにくいというイメージは変わらない。

- 裁判所は問題が起きたときに関わるということで、明るいイメージは少ない。しかし、今回、委員会を設けたことは、将来、裁判員制度等について一般市民の理解度を上げなければならないという裁判所の意識が感じられ、大変好ましい。

裁判所のホームページでは、必要とする方々にとってはいろいろな情報を取ることができるが、裁判所に用事がない方でも共感できるようなページがあればいいと思う。例えば調査官等が非行少年に対して親身になって取り組み、更生を目指していくといった内容のテレビドラマを見たことがあるが、そういうエピソード等を取り上げたページがあってもよいのではないか。

今日の説明を伺って、様々な手続があることを知った。総合相談窓口のような、利用者の交通整理ができる所があれば裁判所にスムーズにたどり着けるのではないか。また、今日の契約社会の中では、いつ裁判に関わるのか分からないので、小・中学生用だけでなく大人向けの講座も必要なのではないか。

- 裁判所として、誰を対象として知ってもらいたいと考えているのかが問題

である。裁判所からの情報が必要な人にとっては充実している印象を受けたが、そうではない一般の方に興味を持ってもらうには堅いイメージがある。

裁判所のホームページには判例情報が多くあるが、その内容は難しい言葉で掲載されている。一般の方でも法律に対する関心は高くなってきているので、もう少し判例をかみ砕いた形で載せれば、アクセスは増えると思う。たくさんある判例情報を利用しない手はない。

出前講義は、利用頻度の高い者を対象としてはどうか。例えば、成年後見制度についてはケースワーカーの利用度が高いと思うので、その勉強会等に出向いてはどうか。また、講師派遣について、どのようなメニューがあるのかを提示していく必要がある。

□ 判例情報については、速報性等の観点から判決の内容をそのまま掲載しているが、世間の注目を集めている事件については、見出しを付けるとか、判決の要旨を付けるような工夫をしている。全部について分かりやすく掲載するというのはなかなか難しいと思う。

■ 判例については、学者によって見解が異なることもあり、解釈が難しい面があるので、正確に要約することは難しいと思われる。

□ 判決文そのものについては、以前に比べれば、大分分かりやすいものになってきているし、そのような努力は、今後も続けていく予定である。

■ 判決というのは必ずしも主張すべてについて答えているものではない。それを要約するとなると、なおさら困難なので現実的ではない。

一般の人が家裁に来ることは、一生に一回あるかないかで、ホームページは、必要に迫られて見るのだと思う。例えば審判の中には書式が22種類掲載されているが、その書式にたどり着くまでが大変なので、これをアニメ化するなど、誰でも見つけ出しやすいものを作るとよいのではないか。

■ 秋田弁護士会でも今年の8月に秋田のホームページを立ち上げた。その中には、相談会等を取り上げたりしているが、アクセス数は少なく、内容は堅

いと思われるので、弁護士会としても工夫しなければならないと考えている。

資料に、小・中学生を対象とした模擬裁判や出前講義のことを取り上げているが、これは大切な視点だと思う。私どもが相談を受けていると、サラ金、クレジット債務等のいわゆる多重債務によるものが圧倒的に多い。そのため、高校3年生を対象として、多重債務やクレジットカードの使い方について弁護士を派遣しての講義を年間30本程度、県の御協力をいただいで行っている。

性質上、「身近に」というのはなかなか難しいとは思いますが、少しずつ、模擬裁判などを取り入れていって、敷居を下げるというか、裁判所に直接接する機会を増やすことが重要である。

- 十数年前のイメージからすれば、裁判所も大分変わりつつあると感じている。

民事事件、刑事事件いずれについても、裁判所というのは一番受け身の役所であるから、消極的なイメージがあると思う。家庭裁判所においては、少年事件が増加し、凶悪化していると言われているが、例えば、現職の裁判官が中・高校生の前で、自分の体験談等を話す機会があれば、与えるインパクトは大きいと思う。

- 先程申したとおり、裁判所については「入りにくい。」「堅い。」「暗い。」というイメージがあるが、親しみのある、小・中学生が見て分かるような表現のものを取り入れていく必要がある。

- 今回、秋田家庭裁判所のホームページを見ようとして、何回かアクセスを試みても出てこなくて大変だった。容易にアクセスできるようにすることも必要なのではないか。

6 次回の委員会について

次回は平成16年の2月又は3月頃に開催することとした。